

亀山市議会基本条例に伴う検討課題カルテ

改定 作成	R6.2.15	
	R6.1.19	R6.1.18
	R5.5.26	R4.10.7
	R2.10.12	

検討課題	47	子ども議会の実施について							
区分		A							
関連条例内容		<p>(議会運営の原則)</p> <p>第4条 議会は、市民を代表する議事機関であることを常に自覚し、公正性、透明性及び信頼性を確保し、市民に開かれた議会を目指し、市民に対する説明責任を十分に果たすよう努めなければならない。</p> <p>2 議会は、市の政策決定及び市長その他の執行機関の事務の執行に関し、監視及び評価並びに政策の立案及び提言を行う機能が十分に発揮できる議会運営に努めなければならない。</p> <p>3 議会は、市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映できるよう議会運営に努めなければならない。</p> <p>4 議会は、議会の会議における市民の傍聴の意欲を高める議会運営に努めなければならない。</p> <p>5 議会は、本会議並びに常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)の会議においては、積極的に情報公開を行い、わかりやすい議論を行うよう努めなければならない。</p> <p>6 議会の委員会は、それぞれの設置の目的に応じた機能が十分に発揮できる委員会の運営に努めなければならない。</p> <p>7 議会は、言論の府であることを十分に認識し、議員相互間の討議を中心とした議会運営に努めなければならない。</p>	<p>(市民の参画)</p> <p>第10条 議会は、市民に対し積極的にその有する情報を発信し、説明責任を十分に果たさなければならない。</p> <p>2 議会は、本会議及び委員会の会議を、原則として広く市民に公開するものとする。</p> <p>3 議会は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第100条の2の規定による専門的事項に係る調査並びに法第115条の2(委員会においては法第109条第5項において準用する第115条の2)の規定による公聴会制度及び参考人制度を十分に活用して、市民の専門的又は政策的見識等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。</p> <p>4 議会は、重要な議案に対する議員それぞれの態度を議会広報で公表する等、議員の活動に対して市民の評価が的確になされるよう情報の提供に努めるものとする。</p> <p>5 議会は、議員及び市民が自由に情報及び意見を交換することができる場を設置するものとする。</p>						
検討内容		対象、実施手法等の検討							
		現状分析	<table border="1"> <thead> <tr> <th>現状分析</th> <th>議論する内容</th> <th>対応内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>議会ホームページにキッズページを設定している。</li> <li>議会だよりの表紙に高校生が参画。</li> <li>市内小学校の市役所見学で、議場で事務局から議会について説明している。</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>子ども議会について対象、実施手法、開催時期等を検討する。</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>子ども議会の実施について検討するため、検討部会内にプロジェクトチームを設置し検討することとする(令和2年1月21日第61回検討部会)</li> <li>亀山市議会改革推進会議検討部会内規を制定し、子ども議会に関し、専門的検討をするプロジェクトチームを設置した。(令和2年2月17日第62回検討部会)</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	現状分析	議論する内容	対応内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>議会ホームページにキッズページを設定している。</li> <li>議会だよりの表紙に高校生が参画。</li> <li>市内小学校の市役所見学で、議場で事務局から議会について説明している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>子ども議会について対象、実施手法、開催時期等を検討する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>子ども議会の実施について検討するため、検討部会内にプロジェクトチームを設置し検討することとする(令和2年1月21日第61回検討部会)</li> <li>亀山市議会改革推進会議検討部会内規を制定し、子ども議会に関し、専門的検討をするプロジェクトチームを設置した。(令和2年2月17日第62回検討部会)</li> </ul>
現状分析	議論する内容	対応内容							
<ul style="list-style-type: none"> <li>議会ホームページにキッズページを設定している。</li> <li>議会だよりの表紙に高校生が参画。</li> <li>市内小学校の市役所見学で、議場で事務局から議会について説明している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>子ども議会について対象、実施手法、開催時期等を検討する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>子ども議会の実施について検討するため、検討部会内にプロジェクトチームを設置し検討することとする(令和2年1月21日第61回検討部会)</li> <li>亀山市議会改革推進会議検討部会内規を制定し、子ども議会に関し、専門的検討をするプロジェクトチームを設置した。(令和2年2月17日第62回検討部会)</li> </ul>							

現状分析	議論する内容	対応内容
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・プロジェクトチームにおいて、子ども議会の実施方法について協議。（令和2年2月18日、令和2年4月6日、令和2年8月20日）</li> <li>・子ども議会の実施手法（対象者、実施内容、時期、日程、進め方、今後のスケジュール等）についてプロジェクトチームで協議したが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、教育委員会や学校との協議が難しいため、子ども議会の実施は早くとも令和4年度以降を想定し、一旦は検討を保留することを確認した。（令和2年10月12日第63回検討部会）</li> <li>・子ども議会の実施の検討について、議論を進めていくことを確認。（令和4年10月3日第77回検討部会、令和4年10月7日第32回推進会議）</li> <li>・子ども議会の実施に向けて、開催日程や具体的な実施手法等について教育委員会と協議した上で、改めて協議することとした。（令和5年5月26日第80回検討部会）</li> <li>・県内の子ども議会の実施状況を確認し、子ども議会実施案について協議した。また、今後、子ども議会の実施に向けて、詳細な内容やスケジュール等について検討するため、プロジェクトチームを設置し、協議を進めることとした。（令和6年1月18日 第85回検討部会）</li> <li>・令和6年度亀山市中学生議会の開催について、開催目的や参加対象者、質問テーマ、スケジュール等について協議した。（令和6年2月15日 第86回検討部会）</li> </ul>